

高知県農業施策に関する 建議に対する回答書

<建議項目>

1. 担い手農業者子弟の就農支援について
・ ・ ・ 1
2. 南海地震による津波対策について
・ ・ ・ 4
3. T P P 交渉への対応について
・ ・ ・ 6
4. 「日本型直接支払い」の基本的あり方について
・ ・ ・ 8
5. 円滑な農地利用調整のための中間的受け皿機能の整備について
・ ・ ・ 10
6. 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等に係る農地転用
・ ・ ・ 12
7. 農業委員会の体制強化について
・ ・ ・ 14

1. 担い手農業者子弟の就農支援について

担い手農業者の後継者への円滑な経営継承こそが青年就農の促進の一番の近道であることから、農外からの新規就農や雇用就農への支援に加え、農家子弟の経営継承や就農を正面から促進する施策が必要です。

担い手農業者の子弟が後継者として就農することは、より確実な経営継承を図る上で重要ですが、一定の経営規模の中に基幹的労働力が1人増えることになり、1人増に見合う規模拡大を達成するまでの間は経営や家計に大きな負担がかかります。

このため、新規就農・経営継承総合支援事業と同様に後継者の就農に対する新たな支援措置を講じるよう国に対して要請されたい。

(回答)

- 1 平成24年度に新設された新規就農・経営継承総合支援事業については、リスクを負って農業経営に取り組もうとする新規就農者を支援することを目的としていたことから、農家子弟が後継者として就農する場合には、独立自営を行うケースなどを除き、活用できない状況にありました。
- 2 本県農業の基幹である園芸農業などでは、後継者が就農する場合、親の所得を2世帯で分割することになり、生産面・生活面で多大なリスクを負っている実態があります。このよ

うな状況を踏まえ、国に対して、今年の5月25日と10月2日に青年就農給付金「準備型」については、親元就農する場合も対象とするとともに、「経営開始型」についても親元就農後の規模拡大や施設の高度化等に対する支援策の拡充の提言も行っておりまいりました。

- 3 本県も含めた全国的な要望により、国は平成26年度予算の概算要求において、青年就農給付金の要件緩和を検討しており、親元就農に関しても給付金の給付対象となる見込みです。
- 4 また、農家子弟の方々を含めた担い手の確保育成については、県として一層の取り組み強化が必要であると考えております。このため、次年度からは、就農希望者の技術力向上と、スムーズな就農に繋げるための産地とのマッチング機能を持ち、また、高度な技術研修も行うことのできる担い手育成センターを整備することとしています。
- 5 このような取り組みにより、本県農業の基盤を担う担い手の確保育成を図ってまいりたいと考えております。

6 なお、農業委員の皆様には、引き続き、関係機関と連携した各地域での担い手の確保・育成にご支援・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 南海地震による津波対策について

高知県産地・流通支援課の調査によれば県内に設置されている重油タンクのうち約半数が津波浸水地域にあります。このため津波浸水地域にある既存のタンクを重油流出防止装置付タンクに切り替えることが急務となっています。

しかし、重油価格や生産資材などが高騰している中、1基あたり70万円を超える農家負担は経営をさらに圧迫し、沿岸地域ではハウスの縮小も余儀なくされ、高齢者は農業を廃止することにつながる懸念があります。このため重油流出防止装置付タンクへの切り替えに係る助成措置が講じられるよう国に要請されたい。

(回答)

- 1 本県農業の柱である施設園芸の生産基盤の安定と地域防災の観点から、重油の流出防止対策を重点的に取り組む必要があります。

これまで国に対して2回、提言活動を行ってきたところです。

- 2 重要な課題でありますので、タンクの設置者であるJAや利用者である園芸農家、市町村等と燃料タンクに関する対策を検討いただき、JA主体に策定いただいた計画に沿って流出防止装置付き燃料タンク設備が整備できるよう、国に対して支援制度の創設を引き続き要望してまいります。

- 3 国の補助制度が創設されるまでの間は、J Aや市町村のニーズに応じたタンク設備が整備できるよう、県単独の支援制度の創設を検討します。

3. TPP交渉への対応について

以下の点について改めて国に対して要請されたい。

- (1) 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などわが国農業における重要品目については、関税撤廃の除外対象とすること。
- (2) 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品・種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等、国民の食の安全・安心及び食料の安定生産を確保すること。
- (3) 交渉の進捗状況等についての情報開示が十分でない現状に鑑み、広く国民への情報開示を徹底するとともに、幅広い論議が行われるよう措置するとともに、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。
- (4) 国益を損なうことが明らかになった場合は、即座に交渉から脱退すること。

(回答)

- 1 TPP交渉に関しては、これまでも国に対して要請を行ってきました。今年度は、4月早々に政府の交渉参加表明を受けて、重要5品目等を守ることができないのであれば脱退も辞さないものとする事などの提言を行いました。
- 2 また、6月には本県から四国の他の3県に呼びかけ、四国知事会として衆参両議院農林水産委員会の決議に基づき、重要5品目の関税など国益を必ず守るという姿勢で臨むことな

どを緊急提言として取りまとめ、政府に要請活動を行ってまいりました。

3 直近では、タリフラインごとに関税の撤廃・削減の可能性について検討するとの報道があったため、10月22日に米などの重要5項目の関税をはじめとした国益を必ず守るという姿勢で臨み、守ることができないのであれば交渉から脱退することや情報の開示を行うことなどを要請してまいりました。

4 今後も政府の動向を注視し、必要に応じ強く働きかけてまいります。

4. 「日本型直接支払い」の基本的あり方について

現在、国は、農業が持っている国土・環境の保全、水源のかん養、文化の継承など多面的な機能を積極的に評価する「日本型直接支払い」の導入を検討しています。

一方でこれまで、中山間地域を対象にした直接支払制度は、農地の維持管理に対して大きな役割を果たしており、本県の農家の評価も高く、制度の恒久化を求める声も強いものがあります。

そこで、新たな制度では地域の実情を反映するとともに、恒久的な制度とするために法制化されるよう国に要請されたい。

(回答)

- 1 県では、4月に自民党から公表された「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」及び5月に安倍首相が成長戦略第2弾のなかで表明した「新たな直接支払い制度」の創設の動きを受け、「政策提言」を5月28日に実施しました。
- 2 このなかでは、農林水産大臣等に対し、「地域の実情にあわせた地域別の単価設定」、「交付単価のアップ」、「財源の確保」、及び「恒久的な制度となるよう法制化をすること」など「新たな直接支払制度」の制度設計について具体的な提言を行ってまいりました。

3 なお、平成25年9月に国が公表した「平成26年度概算要求」では、「日本型直接支払制度」については、平成26年度予算編成過程において検討を進めるとされていることから、引き続き情報収集に努め、必要に応じて国に対する提言を行ってまいります。

5. 円滑な農地利用調整のための中間的受け皿機能の整備について

現在、国において農地の中間的受け皿機能の整備について検討がなされています。

本県のように中山間地域が多く、基盤整備の遅れ、小規模な区画、施設園芸・水稻・露地野菜など土地利用が複雑に絡み合っている地域においては、貸し手の農地は小規模で分散しており、一方借り手は面的にまとまった農地を希望します。このミスマッチを解消するためには貸し手側の農地を面的に整備する必要があります。

しかし、①面的整備をするための地域合意は非常な困難を伴うこと、②農地の地権者が複数になることにより相続時や借り手からの農地の返還時に各々の持ち分について農地利用の問題が発生する、など懸念があることから、地域の実情に配慮した中間的受け皿機能の整備がなされるよう国に要請されたい。

(回答)

1 国において検討が進められております農地中間管理機構については、10月25日に関連法案が閣議決定され、現在行われている臨時国会において成立し、その後、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(仮称)での取りまとめを経て、事業実施となる見込みです。

2 機構制度の実施については、ご意見にもありますように、地域内での話し合いや、農地の出し手と受け手の調整が非常に重要です。このため、本年5月には、地域内の農地の実情に精通した農地調整コーディネーターの配置や事業経費に対する十分な支援について、国に対して提言を行ってきたところですが、引き続き、本制度が本県にとってより有利になるよう必要な要望をしてまいりたいと考えております。

3 なお、本取組の実施には、各地域の農地の実情に精通した農業委員の皆様のご協力が不可欠であると考えております。平成26年度の国の概算要求では、農地基本台帳の電子化・地図化や耕作放棄地所有者への意思確認等の業務が機構集積支援事業として予算要求されております。

農業委員の皆様並びに県農業会議におかれましても、本制度の実施について積極的な取り組みが求められるところでありますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

6. 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等に係る農地転用

平成25年3月31日付けの農水省農村振興局長名で出された「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」では、優良農地（農用地区域、甲種農地、第1種農地）でも、下部農地での営農の適切な継続が確保される限り一時転用の更新によって事実上永久転用が可能となっています。こういった農地への設置については、現在、案件毎に国と協議することとなっていますが、農業委員会としても判断に苦慮するところであり、県として一定の仕組みや方向性を示すよう検討されたい。

(回答)

- 1 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の農地転用許可については、平成25年3月31日付けの農林水産省農村振興局長通知及び営農型発電設備のQ&Aを参考として判断することになっております。この営農型発電設備のQ&Aは9月に更新され、また一部の様式例も示されたところですが、中国四国農政局に確認したところ今後もQ&Aは更新されるとお聞きしております。

2 県としては、現段階では営農型発電設備による農地転用許可事例が全国で8月末現在9件と少数であることや、地域の特性や作付け作物も多種多様なものが考えられ、様々な判断を求められることから、個々の案件に対して国と協議し農地転用許可を判断していきたいと考えております。

7. 農業委員会の体制強化について

農業委員会は、遊休農地の活用、農地集積など業務量が年々増大しています。

しかし、現状の事務局体制は市町村部局との兼務職員（半数以上）が多く、期待される業務に応えられない場合があります。

そこで、適正な法令業務が遅滞なく執行できるよう農業委員会事務局体制の強化と農業委員会交付金の拡充を国に働きかけされたい。

(回答)

- 1 本県における農業委員会交付金については、平成25年度は約5千6百万円と前年に比べ若干増加しておりますが、近年は5千4百万円前後で推移をしております。
- 2 また、この農業委員会交付金とは別に、農業委員会の職員給与等の経費については、その約9倍強の地方交付税交付金が交付されております。申し上げるまでもなく、農業委員会に関する地方交付税交付金は、国と地方の三位一体改革により、農業委員会交付金から市町村へ税源移譲されたものであり、その使途は市町村の裁量に任されているところです。

- 3 遊休農地の活用、農地集積などの業務に係る経費については、農地制度実施円滑化事業費補助金の活用が可能です。平成25年度は15の農業委員会しか取り組んでいない状況ですので、未利用の農業委員会におかれましては、本事業を有効に活用し事業費の確保に努めていただきたいと思います。

- 4 農業委員会の体制については、農業委員会等に関する法律により、職員の定数を市町村条例で定めることになっておりますので、まずは、各市町村での協議をお願いしたいと考えております。

- 5 しかしながら、農地基本台帳の法定化や次年度創設予定の農地の中間管理機構との連携など、農業委員会の役割は益々大きなものとなっておりますので、国の動向等に注視し、必要であれば、より高知県に有利な取り組みとなるよう要請をしております。